

告示

埼玉県告示第五百六十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第二項の規定により一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三菱マテリアル株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
代表執行役 小野直樹
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字六番二千二百七十番一外六十七筆
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物のごみ処理施設（焼却施設）
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
汚泥
- 五 申請年月日
令和元年七月二十六日
- 六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部資源循環推進課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県秩父環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
秩父市生活衛生課	午前九時から午後四時三十分まで
横瀬町振興課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

令和元年十月十八日から令和元年十一月十八日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和元年十月十八日から令和元年十二月二日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（令和元年十二月二日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県秩父環境管理事務所（郵便番号三六八―〇〇四二 埼玉県秩父市東町二

十九の二十）